

知っていますか？

病気やケガによる年金

年金情報

今回は比較的認知度の低い『障害共済年金』についてお知らせします。元気なときは不要ですが身体に大きな不都合等が生じたときには、ご自身の生活保障の面で知っているとう安心です。

障害共済年金の請求要件

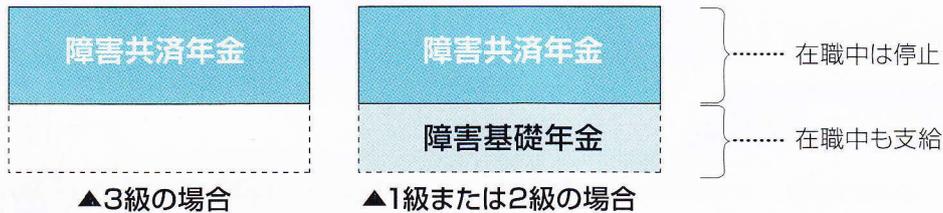
- 初診日において組合員であること
- 障害認定日に障害等級の1級から3級までの程度の障害状態にあること

※障害認定日とは、初診日から起算して1年6月を経過した日又はその期間内にその病状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日のことを言います。

障害等級が**2級以上になると**、日本年金機構から原則として**障害基礎年金が支給**されます。
(障害者手帳の等級とは異なります。)

<参考> 障害等級の程度

- 1級 = 他人の介助を受けなければほとんど自分の用を済ませることが出来ない程度
- 2級 = 日常生活が著しい制限を受ける程度等の障害を有するもの
- 3級 = 労働が制限を受ける程度等の障害を有するもの



※障害共済年金は在職中は支給停止となりますが、障害基礎年金は在職中でも支給されます。

特例7症例

以下の症例は必ず障害共済年金に該当しますので、当てはまる方でまだ障害共済年金を申請していない方は共済組合までご連絡ください。

症 例	障害認定日
① 上肢・下肢を離断又は切断	その日
② 人工骨頭又は人工関節を挿入、置換	
③ 心臓ペースメーカー又は人工弁を装着	
④ 人工肛門又は人工膀胱造設、尿路変更施行	
⑤ 喉頭全摘出	
⑥ 在宅酸素療法	在宅酸素療法開始日
⑦ 人工透析療法施行	療法開始日から3ヶ月目